

令和6年2月13日

全信工協会 会員 各位

一般社団法人全信工協会
理事長 大塚 勝弘

令和6年能登半島地震に係る災害支援金の募集について

拝啓 立春の候、皆様におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素から当協会の運営に格別のご協力、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

石川県では、令和6年1月1日に能登半島を震源とする地震により、甚大な被害が発生しております。この被害には交通信号施設の被害も多いことから、会員の皆様から、石川県警察に災害支援金を寄付したいというご要望もよせられているところであります。

そのため、当協会としては、会員の皆様から災害支援金を募り、集まった災害支援金を石川県警察の交通信号施設の復興に活用していただくことにいたしました。

災害支援金の募集方法等については、下記のとおりですので、ご賛同されるかたは是非、災害支援金のご協力をお願いいたします。

記

1 災害支援金の寄付方法

(1) 災害支援金として寄付する場合

現在、交通信号施設を所管する石川県警察に当協会が募集した災害支援金を、交通信号施設の障害状況調査等に使用が可能かどうか問い合わせ中ですが、認められた場合につきましては、災害支援金として寄付し使用することといたします。

(2) 災害義援金として寄付する場合

石川県警察から交通信号施設の障害状況調査等として認められなかった場合は、石川県に災害義援金として全額寄付いたします。

石川県では、災害義援金の用途につきましては、石川県災害義援金配分委員会により配分基準等を決定し、被災者の皆様に支援されます。

2 募集金額

一口一万円とし、口数の上限はありません。

3 支援金受付期間

令和6年2月13日～3月25日

4 振込先

銀行名：三菱 UFJ 銀行田町支店 預金番号：普通：0180155

口座名義：一般社団法人全信工協会

振込手数料は、ご負担願います。

5 預り証の発行

当協会へ送金された場合は、入金日の日付で預り証を発行させていただきます。

また、入金された場合は、事務局まで メール (info@zenshinko.jp) で、法人名、代表者名、金額の連絡をお願いいたします。

6 税法上の取り扱い

災害義援金として寄付をした場合は、法人税法第 37 条第 3 項により、全額が損金の額に算入されます。

ただし、災害支援金として寄付する場合は、別途、その旨の結果をお知らせいたします。

7 本件に関するお問い合わせ先

事務局：川村、竹内

TEL：03-6659-3586

FAX：03-3846-5582

E-mail：info@zenshinko.jp